# 《指定居宅介護支援事業》

社会福祉法人天寿会 平尾荘居宅介護支援事業所運営規程 〈事業の目的〉

第1条 社会福祉法人天寿会が設置する社会福祉法人天寿会居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)において実施する指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員(平成9年厚生省令第53号に定める介護支援専門員実務研修の修了者)が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

# 〈運営の方針〉

- 第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。
  - 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利 用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サ ービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよ う配慮して行う。
  - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、 利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定 の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中 立に行う。
  - 4 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援 センター他の居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努 める。

5 前4項のほか、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営 に関する基準(平成11年厚生省令第38号)」に定める内容を 遵守し、事業を実施するものとする。

〈事業所の名称等〉

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - (1) 名 称 社会福祉法人天寿会平尾荘居宅介護支援事業所
  - (2) 所在地 大阪府堺市美原区平尾1938番地1

〈職員の職種、員数及び職務の内容〉

- 第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次の とおりとする。
- (1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2)介護支援専門員 1名(常勤職員)以上。

介護支援専門員は、「介護支援専門員に関する省令(平成 11 年厚生省令第53号)」に規定する介護支援専門員実務研修を 修了した者に限る。

介護支援専門員は要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

〈営業日及び営業時間〉

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
  - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし国民の祝日、12 月29日から31日までと1月2日から3日までを除く。
  - (2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
  - (3)上記の営業日、営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

〈居宅介護支援事業の提供方法及び内容〉

- 第6条 この事業所で行う事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。
  - (1) 利用者の相談を受ける場所 本事業所内相談室
  - (2) 使用する課題分析票の種類 課題分析票に基づく独自作成分
  - (3) サービス担当者会議の開催場所 本事業所内会議室
  - (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度

毎月一回自宅に訪問し、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ随時訪問する。

#### <利用料等>

第7条 法定代理受領以外の利用料については、厚生大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとする。

〈通常の事業の実施地域〉

- 第8条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。
  - ①美原区

<事故発生時の対応>

- 第9条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべ

き事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。 (苦情処理)

- 第10条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従業者からの質問若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第11条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が知り得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供又は介護支援専門員実務研修実習における実習生に対する事例提供、特定事業所としての条件である、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議に提出する場合に用いるものとし、事前に書類にて利用者又は家族の同意を得ることとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は再発生を防止するための措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 全3号に掲げる措置を実施するための担当者の設置 (業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び辞表時の

体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。) を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに。 必要な訓練及び研修を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業 務継続計画の変更を行うものとする。
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した際は速やかに市町村に通報を行うものとする。

### (衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検 討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)をおおむね6月に 1回以上開催するとともに、その結果を従業員医周知徹底する。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん 延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

#### (身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

〈その他の運営についての留意事項〉

- 第 16 条 本事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
  - (2)継続研修 年数回
    - 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの 秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人天寿会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成17年4月1日から施工する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施工する。

附 則

この規程は、平成27年9月21日から施工する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施工する。